

令和 4 年 度

姫路市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

姫路市監査委員

- (注)
- 1 各比率の算定の基礎となる数値は、決算統計上の千円単位の数値を用いています。また、当該数値は速報値であり、本審査の後に修正される可能性があります。
 - 2 表中の年度の表示は、原則として元号を省略しており、「30年度」と表示のあるものは「平成」、それ以外は「令和」です。
 - 3 表中において、「0」又は「0.0」は当該表中での計算の結果「零」となっていることを表し、「-」は該当する数値がないことを表します。
 - 4 他都市との比較においては、他都市の令和4年度の数値がそろわないため、令和3年度の数値を用いています。
 - 5 * 印を付した用語については、巻末に説明を付しています。

令和5年8月17日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	有 馬	剛 朗
同	重 田	一 政

令和4年度 姫路市各会計決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

令和4年度 健全化判断比率審査意見

第1	審査の基準	6
第2	審査の種類	6
第3	審査の対象	6
第4	審査の着眼点	6
第5	審査の主な実施内容	6
第6	審査の実施場所及び日程	6
第7	審査の結果	6
1	実質赤字比率	10
2	連結実質赤字比率	12
3	実質公債費比率	14
4	将来負担比率	18
参考	類似都市との比較	
1	人口40万人以上の中核市との比較	26
2	連結実質赤字比率と将来負担比率から見た財政状況	26

令和4年度 資金不足比率審査意見

第1	審査の基準	30
第2	審査の種類	30
第3	審査の対象	30
第4	審査の着眼点	30
第5	審査の主な実施内容	30
第6	審査の実施場所及び日程	30
第7	審査の結果	31
1	地方公営企業法適用会計	
(1)	水道事業会計	32
(2)	下水道事業会計	33
(3)	都市開発整備事業会計	34
2	地方公営企業法非適用会計	
(1)	卸売市場事業特別会計	35
	用語の説明	36

令和4年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の基準

令和4年度姫路市決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は、姫路市監査基準に基づき実施しました。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定された健全化判断比率審査

第3 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主たる着眼点として審査を行いました。

第5 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性について、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合し、関係職員に対する質疑等の手法も併用して実施しました。

第6 審査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年6月19日から同年7月31日まで

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。審査の結果の概要は、次に述べるとおりです。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。

3 実質公債費比率

3.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

11.6%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

全ての比率は、早期健全化基準未満であるとともに、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「姫路市行財政改革プラン2024」の財政運営に関する数値目標を達成しています。

今後も、引き続き、持続可能な財政基盤を構築することを要望します。

また、大規模事業やインフラの老朽化対策等を重点的に実施するため、各比率の推移に留意しつつ、適正な起債マネジメントに努めることを要望します。

近年における各比率の推移は、次のとおりです。

(単位 %)

健全化判断比率	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	姫路市行財政改革プラン2024目標値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	黒字	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	黒字	16.25	30.00
実質公債費比率	3.6	3.2	2.9	3.0	3.2	6.5以下	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	0.9	19.1	11.6	45.0以下	350.0	

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上であれば、財政健全化計画を定めなければならないとされていますが、本市においては、これまで、全ての比率が早期健全化基準未満です。

なお、各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、9ページの図のとおりです。本市の特別会計は、国の定める基準により、その性質に応じて、3種類(①～③)に区分されています。本市の決算では地方公営企業法を適用している④を「公営企業会計」と呼んでいますが、各比率の算定上は③についても「公営企業会計」に含むものとして取り扱われ、以下

の記述においても、③及び④の総称として「公営企業会計」といいます。

各比率の詳細については、10 ページ以降に示します。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

姫路市	公営事業会計	一般会計等 (普通会計)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計 	実質赤字比率の算定の対象 連結実質赤字比率の算定の対象 実質公債費比率の算定の対象 将来負担比率の算定の対象 (各会計ごとに算定)
		①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ・ 奨学学術振興事業特別会計 ・ 財政健全化調整特別会計 	
		②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業特別会計 ・ 介護保険事業特別会計 ・ 後期高齢者医療事業特別会計 	
		③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場事業特別会計 	
姫路市が加入する組合等	公営企業会計	地方公営企業法非適用	<ul style="list-style-type: none"> ④ ・ 水道事業会計 ・ 下水道事業会計 ・ 都市開発整備事業会計 	
		一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ にしはりま環境事務組合 (注1) ・ 姫路福崎斎苑施設事務組合 ・ 中播衛生施設事務組合 ・ くれさか環境事務組合 (注2) ・ 中播農業共済事務組合 (注2) ・ 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合 ・ 加古川市外2市共有公会堂事務組合 ・ 兵庫県競馬組合 	
		広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県後期高齢者医療広域連合 	
姫路市が設立した法人等				<ul style="list-style-type: none"> - (注3)

(注1) 令和2年3月31日付で脱退しました。
 (注2) 令和2年3月31日付で解散し、兵庫県農業共済組合に事業が承継されました。
 (注3) 将来負担比率の算入対象となるのは、市が債務保証等を行っている団体に限りません。

1 実質赤字比率

平成30年度以降の実質赤字比率の推移は、第1-1表のとおりです。

第1-1表 実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実質赤字額 [= a1 + a2 + a3] A	△5,548,407	△5,902,048	△4,855,841	△5,496,029	△5,770,252
繰上充用額* a1	△5,617,604	△5,979,210	△4,960,743	△5,634,630	△5,913,145
支払繰延額* a2	—	—	—	—	—
事業繰越額* a3	69,197	77,162	104,902	138,601	142,893
標準財政規模* B	119,754,707	120,088,383	122,770,647	127,239,020	124,017,973
A/B×100	△4.63	△4.91	△3.95	△4.31	△4.65
実質赤字比率	—	—	—	—	—
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

(注) 実質赤字である場合、実質赤字額は、負の値で表されます。この場合、実質赤字比率は、算出されません。また、繰上充用額は、発生しないので、負の値で表記しています。

実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

実質赤字額Aは、繰上充用額a1に支払繰延額a2及び事業繰越額a3を加えたものです。

なお、実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定されます。当年度は歳入と歳出の差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源（継続費繰次繰越し、繰越明許費、事故繰越し等）を控除した実質収支額合計が黒字となったため、実質赤字額Aは△5,770,252千円となり、実質赤字比率は算出されませんでした。

各算定項目について見ると、次のとおりです。

繰上充用額a1は△5,913,145千円、事業繰越額a3は142,893千円で、支払繰延額a2は発生しませんでした。これらの合計である実質赤字額A△5,770,252千円を標準財政規模B124,017,973千円で割ると△4.65%となり、早期健全化基準である11.25%を15.9ポイント下回っています。

事業繰越額 a3 は、その全額が母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものです。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金が、後年度において貸し付けるための財源であり、事業繰越しとして取り扱われることによるものです。

各会計間の繰入れ、繰出し等の重複額を控除した純計による当年度の実質黒字額を会計別に示すと、第1-2表のとおりで、全体で 5,770,252 千円となっています。

第1-2表 純計による会計別実質黒字額（一般会計等）

(単位 千円)

会 計 名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	239,337,895	230,053,919	3,513,724	5,770,252
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	176,461	33,568	142,893	0
奨学学術振興事業特別会計	27,241	27,241	—	0
財政健全化調整特別会計	197,937	197,937	—	0
合 計	239,739,534	230,312,665	3,656,617	5,770,252

2 連結実質赤字比率

平成30年度以降の連結実質赤字比率の推移は、第2-1表のとおりです。

第2-1表 連結実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連結実質赤字額 [= a1 + a2 - a3 - a4] A	△21,431,782	△21,470,785	△20,988,454	△23,824,051	△24,709,099
実質赤字額合計額 a1	—	—	—	—	—
資金不足額合計額 a2	—	—	—	—	—
実質黒字額合計額 a3	6,928,464	7,008,164	7,001,438	8,223,910	8,484,011
資金剰余額合計額 a4	14,503,318	14,462,621	13,987,016	15,600,141	16,225,088
標準財政規模 B	119,754,707	120,088,383	122,770,647	127,239,020	124,017,973
A / B × 100	△17.89	△17.87	△17.09	△18.72	△19.92
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25	16.25
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は、負の値で表されます。この場合、連結実質赤字比率は、算出されません。

連結実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

連結実質赤字額 **A** は、一般会計等及び狭義の公営事業会計（公営企業会計を除いた会計）の実質赤字額合計額 **a1** と公営企業会計の資金不足額合計額 **a2** の合算額から、実質黒字額合計額 **a3** と資金剰余額合計額 **a4** の合算額を差し引いた額です。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額 **A** が △24,709,099 千円であり、連結実質黒字となったため、算出されませんでした。

連結実質赤字額 **A** △24,709,099 千円を標準財政規模 **B** 124,017,973 千円で割ると △19.92% となり、早期健全化基準である 16.25% を 36.17 ポイント下回っています。

公営企業会計以外の公営事業会計の総計による会計別実質黒字額は第2-2表のとおりであり、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2-3表のとおりです。

第2-2表 総計による会計別実質黒字額（公営企業会計以外の公営事業会計）

（単位 千円）

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
国民健康保険事業特別会計	54,353,836	52,841,917	—	1,511,919
介護保険事業特別会計	46,290,682	45,337,710	—	952,972
後期高齢者医療事業特別会計	8,375,989	8,127,121	—	248,868
合計	109,020,507	106,306,748	—	2,713,759

第2-3表 会計別資金剰余額（公営企業会計）

（単位 千円）

会計名		流動 資産等 (1)	算入地方債 及び長期借入金 (2)	流動 負債等 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金剰余額 (1)-(2) -(3)+(4)
法 適 用	水道事業会計	10,815,178	—	1,651,133	—	9,164,045
	下水道事業会計	5,735,983	—	3,625,308	—	2,110,675
	都市開発整備事業会計	4,487,275	—	5,295	—	4,481,980
	小計	21,038,436	—	5,281,736	—	15,756,700
会計名		歳入額 (1)	繰越明許費等 -未収入特定財源 (2)	歳出額 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金剰余額 (1)-(2) -(3)+(4)
法 非 適 用	卸売市場事業特別会計	9,384,646	△2,186	8,918,444	—	468,388
	小計	9,384,646	△2,186	8,918,444	—	468,388
合計		30,423,082	△2,186	14,200,180	—	16,225,088

(注) 1 「法適用」は地方公営企業法を適用している会計であり、「法非適用」は同法を適用していない会計です。

2 法適用の会計の(2)において、長期借入金は、宅地造成事業を行う企業についてのみ算定されます。

3 「流動資産等」は、流動資産から控除財源等を差し引いた額です。

4 「流動負債等」は、流動負債から控除企業債を差し引いた額です。

3 実質公債費比率

平成30年度以降の実質公債費比率の推移は、第3-1表のとおりです。

第3-1表 実質公債費比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方債の元利償還金 A 〔=a1-a2-a3〕	19,658,181	20,198,427	19,620,634	20,951,210	21,596,914
一般会計等に係る公債費 a1	20,174,754	21,657,660	21,046,414	22,137,783	23,414,357
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	348,240	1,290,900	1,257,447	1,018,240	1,649,110
満期一括償還地方債*の 元金の償還額 a3	168,333	168,333	168,333	168,333	168,333
地方債償還に充当される 特定財源* B	3,939,777	3,960,158	3,904,011	4,174,931	4,641,374
公債費充当一般財源等額 A-B	15,718,404	16,238,269	15,716,623	16,776,279	16,955,540
地方債の準元利償還金 C	5,369,383	5,068,982	4,877,948	4,261,280	4,405,010
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額*算入額 D	18,126,603	17,825,923	17,931,914	17,420,521	17,196,436
単年度実質公債費比率 算定式の分子 A+C-B-D	2,961,184	3,481,328	2,662,657	3,617,038	4,164,114
標準財政規模 E	119,754,707	120,088,383	122,770,647	127,239,020	124,017,973
単年度実質公債費比率 算定式の分母 E-D	101,628,104	102,262,460	104,838,733	109,818,499	106,821,537
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D)÷(E-D)×100	2.91375	3.40431	2.53976	3.29365	3.89820
実 質 公 債 費 比 率 (直近3か年平均値)	3.6	3.2	2.9	3.0	3.2
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

- (注) 1 単年度実質公債費比率は、小数点第6位を四捨五入しています。
2 実質公債費比率は、小数点第2位以下を切り捨てています。

実質公債費比率は、直近3か年度において、それぞれ次の算定式により求められる比率(以下「単年度実質公債費比率」という。)の平均値です。

$$\text{単年度実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 C} - \text{充当特定財源 B} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

単年度実質公債費比率は、令和2年度が2.53976%、令和3年度が3.29365%、令和4年度が3.89820%です。当年度の実質公債費比率は、これらの平均値である3.2%となり、早期健全化基準である25.0%を21.8ポイント下回っています。

当年度の実質公債費比率は、前年度に比べ0.2ポイント上昇しています。その主な要因は、地方債の元利償還金Aのうち、一般会計等に係る公債費a1が増加したことによるものです。

各算定項目について見ると、次のとおりです。

地方債の元利償還金Aは、各年度の一般会計等に係る公債費a1から、各年度に繰上償還を行った額及び借換債を財源として償還を行った額の合計額a2並びに満期一括償還地方債の満期が到来した際の元金償還金額a3を差し引いたものです。なお、令和2年度が19,620,634千円、令和3年度が20,951,210千円、令和4年度が21,596,914千円です。

地方債の償還に充てられる特定財源Bは令和2年度が3,904,011千円、令和3年度が4,174,931千円、令和4年度が4,641,374千円で、その内訳は第3-2表のとおりです。

第3-2表 地方債償還に充当される特定財源

(単位 千円)

区 分	2年度	3年度	4年度
国・県等からの利子補給	—	—	—
貸付金の財源として発行した地方債（転貸債*）に係る貸付金の元利償還金	4,194	1,396	—
公 営 住 宅 使 用 料	641,284	675,403	639,577
都市計画事業の財源として発行された地方債償還に充当した都市計画税	3,258,533	3,498,132	3,996,384
そ の 他 特 定 財 源	—	—	5,413
合 計 B	3,904,011	4,174,931	4,641,374

地方債の準元利償還金Cは令和2年度が4,877,948千円、令和3年度が4,261,280千円、令和4年度が4,405,010千円で、その内訳は第3-3表のとおりです。

第3-3表 地方債の準元利償還金

(単位 千円)

区 分	2年度	3年度	4年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等 c1	168,333	168,333	168,333
公営企業債等の償還に充当された一般会計等からの繰入金 c2	4,419,095	4,069,123	4,236,474
組合等に係る地方債の償還に充当された一般会計等からの補助金又は負担金 c3	43,063	23,620	—
公債費に準ずる債務負担行為*に係るもの c4	247,278	—	—
一時借入金*の利子(繰替運用を除く。) c5	179	204	203
合 計 C	4,877,948	4,261,280	4,405,010

また、公営企業債等の元利償還の財源に充てた一般会計等繰入金c2について、繰入れ先の会計の内訳は、第3-4表のとおりで、下水道事業会計が大半を占めています。

第3-4表 公営企業債等の元利償還の財源に充てた一般会計等からの繰入金

(単位 千円)

会 計 名	2年度	3年度	4年度
水 道 事 業 会 計	41,997	37,237	36,788
下 水 道 事 業 会 計	4,317,342	3,968,318	4,102,463
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	59,756	63,568	97,223
介護保険(介護サービス)事業特別会計	—	—	—
合 計 c2	4,419,095	4,069,123	4,236,474

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額Dは令和2年度が 17,931,914千円、令和3年度が 17,420,521千円、令和4年度が 17,196,436千円で、その内訳は第3-5表のとおりです。

なお、「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費」は、主として下水道費、清掃費、地域振興費等に係るものです。「災害復旧費等に係る基準財政需要額」は、主として臨時財政対策債、公害防止事業債、合併特例債等の償還費に係るものです。「密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金」は、水道事業の一般会計出資債に係るものです。

第3-5表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位 千円)

区 分	2年度	3年度	4年度
事業費補正*により基準財政需要額に算入された公債費	3,210,604	3,069,733	3,052,848
災害復旧費等に係る基準財政需要額	14,677,664	14,297,221	14,086,558
密度補正*により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	43,646	53,567	57,030
合 計 D	17,931,914	17,420,521	17,196,436

4 将来負担比率

平成30年度以降の将来負担比率の推移は、第4-1表のとおりです。

第4-1表 将来負担比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
将来負担額 [=a1+a2+a3+a4+a5+a6+a7+a8] A	273,123,253	268,637,173	272,843,525	293,755,555	283,326,906
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	199,282,962	201,105,040	208,796,151	205,347,746	193,596,195
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	882,330	610,234	—	25,641,314	25,074,249
公営企業債等繰入見込額 a3	44,090,083	38,980,577	36,172,794	35,179,841	37,743,271
組合等の地方債の償還に係る 本市の負担等見込額 a4	352,675	280,666	23,515	—	—
退職手当支給予定額に係る 一般会計等の負担見込額 a5	28,039,913	27,650,020	27,838,828	27,586,654	26,912,998
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	475,290	10,636	12,237	—	193
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	61,780,863	60,478,842	53,946,453	58,395,368	62,935,245
充当可能特定歳入の額 C	32,647,728	32,488,617	33,922,789	33,983,458	35,403,961
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	181,393,669	180,500,282	184,013,264	180,346,475	172,512,632
実質的な将来負担額 A-B-C-D	△2,699,007	△4,830,568	961,019	21,030,254	12,475,068
市民一人当たりの実質的な将来負担額	△5,034円	△9,035円	1,804円	39,721円	23,668円
標準財政規模 E	119,754,707	120,088,383	122,770,647	127,239,020	124,017,973
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	18,126,603	17,825,923	17,931,914	17,420,521	17,196,436
将来負担比率算定式の分母 E-F	101,628,104	102,262,460	104,838,733	109,818,499	106,821,537
(A-B-C-D)÷(E-F)×100	△2.6	△4.7	0.9	19.1	11.6
将来負担比率	—	—	0.9	19.1	11.6
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(注) 1 各年度の市民一人当たりの実質的な将来負担額の算出に当たっては、令和4年度末の住民基本台帳人口(外国人を含む全人口)を用いています。

2 将来負担額が充当可能財源等を下回る場合、実質的な将来負担額は、負の値で表されます。この場合、将来負担比率は、算出されません。

将来負担比率は、次の算定式で求めることができます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能基金額 B} - \text{充当可能特定歳入額 C} - \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D}}{\text{標準財政規模 E} - \text{一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F}} \times 100$$

当年度の将来負担比率は、11.6%であり、早期健全化基準である 350.0%を 338.4 ポイント下回っています。

当年度の将来負担比率は、前年度に比べ 7.5 ポイント低下しています。その主な要因は、当年度末一般会計等地方債現在高 a1 の減少に伴い、実質的な将来負担額 A - B - C - D が減少したことによるものです。

各算定項目については、次のとおりです。

将来負担額 A は、一般会計等に係る地方債現在高 a1、債務負担行為に基づく支出予定額 a2、公営企業債等の償還に係る一般会計等からの繰入見込額 a3、組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a4、退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 a5、本市が設立した法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額 a6 等を合計したものです。

なお、令和 2 年度が 272,843,525 千円、令和 3 年度が 293,755,555 千円、令和 4 年度が 283,326,906 千円です。

将来負担額 A は、標準財政規模 E の約 2.3 倍となっています。また、実質的な将来負担額 A - B - C - D は、市民一人当たり 23,668 円で、前年度に比べ 16,053 円減少しています。

当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高 a1 は 193,596,195 千円で、前年度に比べ 11,751,551 千円減少しています。

その内訳は、第4-2表のとおりです。主なものは、臨時財政対策債 89,427,497 千円、旧合併特例事業債 22,301,090 千円、学校教育施設等整備事業債 15,764,918 千円、公共事業等債 11,096,883 千円です。

第4-2表 一般会計等に係る地方債の現在高

(単位 千円)

起債区分	2年度末 残高	3年度末 残高	4年度末 残高	起債による主な事業
公共事業等債	11,893,480	11,638,808	11,096,883	姫路駅周辺土地区画 整理事業
災害復旧事業債	48,608	37,404	29,376	林業施設災害復旧事 業
学校教育施設等整備事業債	16,590,467	16,595,224	15,764,918	学校・園整備事業
社会福祉施設等整備事業債	1,260,074	1,198,775	1,112,734	児童センター整備事 業
一般廃棄物処理事業債	7,807,444	6,640,397	5,123,209	新美化センター整備 事業
施設整備事業債	1,549,982	1,443,092	1,215,971	消防はしご車更新
地域活性化事業債	814,469	657,767	456,037	緑化推進事業
防災対策事業債	343,309	267,019	133,352	林地崩壊防止事業
旧合併特例事業債	29,769,212	26,034,878	22,301,090	イベントゾーン整備 事業
地方道路等整備事業債	9,284,148	8,039,391	7,426,054	地方道路等整備事業
緊急防災・減災事業債	3,307,648	3,215,602	3,002,824	防災行政無線再整備
公共施設等適正管理推進事業債	5,429,384	5,861,785	5,888,532	イベントゾーン整備 事業
辺地対策事業債	63,100	55,213	47,325	道路橋りょう整備事 業
臨時財政対策債	88,901,176	92,312,559	89,427,497	
その他	31,733,650	31,349,832	30,570,393	
合計 a1	208,796,151	205,347,746	193,596,195	

債務負担行為に基づく支出予定額 a2 は 25,074,249 千円で、第 4 - 3 表のとおりです。

第 4 - 3 表 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位 千円)

区 分	期 間	限 度 額	4 年度末 将来負担額
手柄山スポーツ施設整備事業	令和 4 年度から 令和 2 2 年度まで	25,641,314	25,074,249
合 計 a2			25,074,249

公営事業会計（公営企業会計を含む。）に係る地方債（公営企業債等）の元金償還金を一般会計等が負担する際の繰入金の見込額 a3 は 37,743,271 千円で、前年度に比べ 2,563,430 千円増加しています。

会計別の内訳は、第 4 - 4 表のとおりです。当年度は、水道事業会計が前年度(427,566 千円)に比べ 18,844 千円、下水道事業会計が前年度(31,183,102 千円)に比べ 1,104,888 千円減少したものの、卸売市場事業特別会計が新市場整備に伴い前年度(3,569,173 千円)に比べ 3,687,162 千円増加しています。

第 4 - 4 表 公営企業債等償還に係る一般会計等からの繰入見込額

(単位 千円)

会 計 名	地方債 残高 (1)	準元金償還金 ／ 元金償還金 (3 か年平均) (2)	4 年度末 将来負担額 (1)×(2)
水 道 事 業 会 計	18,578,315	0.022	408,722
下 水 道 事 業 会 計	85,692,920	0.351	30,078,214
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	11,760,673	0.617	7,256,335
合 計 a3			37,743,271

組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a4 の内訳は第 4 - 5 表のとおりで、令和 4 年度は発生していません。

第 4 - 5 表 組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等負担等見込額

(単位 千円)

組 合 等	2 年 度	3 年 度	4 年 度
中 播 衛 生 施 設 事 務 組 合	23,515	—	—
合 計 a4	23,515	—	—

退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 a5 は 26,912,998 千円で、勤続期間等別の内訳は第 4 - 6 表のとおりです。

一般職に属する職員の退職手当支給予定額は、給料月額に勤続期間に応じて定められている支給率を乗じた額の合計である基本額と、姫路市職員退職手当条例第 6 条の 4 に定める調整額とを合計したものです。

第 4 - 6 表 退職手当負担見込額

(単位 千円)

区 分		4 年度末将来負担額			
一 般 職 に 属 する 職 員	勤続期間	10 年未満	10 年以上 25 年未満	25 年以上	計
	職 員 数	1,080 人	1,154 人	1,217 人	3,451 人
	基 本 額	606,896	6,176,762	16,792,940	23,576,598
	調 整 額		771,272	2,511,173	3,282,445
	支 給 計	606,896	6,948,034	19,304,113	26,859,043
特 別 職 に 属 する 職 員					53,955
合 計 a5					26,912,998

本市が設立した法人等の損失補償に係る一般会計等負担見込額 a6 は 193 千円で、その内訳は第 4 - 7 表のとおりです。

第 4 - 7 表 設立法人の負債額等負担見込額

(単位 千円)

区 分	法人名、制度融資名等	4 年度末 損失補償付 債務残高	4 年度末 将来負担額
設立法人に係る 損 失 補 償	—	—	—
制 度 融 資 等 に 係 る 損 失 補 償	小規模企業小口資金融資損失補償	—	—
	小規模企業支援資金融資損失補償	2,640	—
	起業家支援資金融資損失補償	2,662	—
	経営安定対策資金融資損失補償	30,315	193
合 計 a6		35,617	193

連結実質赤字額 a7 は、連結実質黒字 (24,709,099 千円) となっているので、計上されません。

組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額 a8 は、発生していません。なお、算定の対象となるものは、第 4 - 8 表のとおりです。

第 4 - 8 表 組合等連結実質赤字額相当額負担見込額

組 合 等	4 年度末 将来負担額	将来負担額算出の理由
市川町外三ヶ市町共有財産事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
加古川市外 2 市共有公会堂事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
く れ さ か 環 境 事 務 組 合	—	連結実質赤字相当額はない。
姫路福崎斎苑施設事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
中播衛生施設事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県競馬組合	—	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県後期高齢者医療広域連合	—	連結実質赤字相当額はない。
合 計 a8	—	

充当可能基金額Bは 62,935,245 千円で、その内訳は、第4-9表のとおりです。主なものは、21世紀都市創造基金 15,965,700 千円、財政調整基金 14,533,202 千円です。

充当可能基金額Bは、前年度に比べ 4,539,877 千円増加しています。これは、主として21世紀都市創造基金が前年度（13,974,957 千円）に比べ 1,990,743 千円、特別会計等財政健全化調整基金が前年度（6,570,172 千円）に比べ 1,807,205 千円それぞれ増加し、新たに学校給食費調整基金が令和4年度から新設されたためです。

第4-9表 充当可能基金額

(単位 千円)

基金名	基金総額	充当可能額
財政調整基金	14,533,202	14,533,202
減債基金	3,896,347	3,896,347
特別会計等財政健全化調整基金	8,644,912	8,377,377
21世紀都市創造基金	15,965,700	15,965,700
地域社会活性化基金	870,613	870,613
霊苑えい地清掃基金	497,342	497,342
愛の基金	1,524,868	1,524,868
緑化基金	1,136,746	1,136,746
文化振興基金	1,096,572	1,096,572
美化啓発基金	328,891	328,891
土地開発基金	5,000,000	4,279,218
美術品取得基金	250,000	210,850
介護保険給付費準備基金	5,070,897	5,070,897
国民健康保険財政安定化基金	3,291,469	3,291,469
保健医療推進基金	38,645	38,645
国際交流基金	372,413	372,413
奨学学術振興基金	1,117,941	1,113,941
森林環境整備基金	22,238	22,238
学校給食費調整基金	307,916	307,916
合計 B	63,966,712	62,935,245

(注) 充当可能基金額に含まれるのは基金のうち現金預金、国債・地方債・政府保証債等として保有しているものの額であり、貸付金、不動産等として保有しているものの額は含まれません。また、地域振興基金は、充当可能基金から除かれるべき基金に該当します。

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入額Cは 35,403,961 千円であり、前年度に比べ 1,420,503 千円増加しています。

その内訳は、第4-10表のとおりです。主なものは、都市計画事業の財源として発行した地方債償還に充当されると見込まれる都市計画税収 30,862,687 千円、公営住宅建設の財源として発行した地方債の償還に充当されると見込まれる公営住宅の賃貸料等 4,175,169 千円です。

第4-10表 充当可能特定歳入額

(単位 千円)

区 分	2年度	3年度	4年度
国 庫 支 出 金 等	—	—	—
地方債を財源とする貸付金の償還金	389,946	389,208	366,105
公 営 住 宅 の 賃 貸 料 等	5,417,416	4,783,626	4,175,169
都 市 計 画 税 収	28,115,427	28,810,624	30,862,687
合 計 C	33,922,789	33,983,458	35,403,961

参考 類似都市との比較

参考として、他都市のデータがそろそろ令和3年度の健全化判断比率について、本市と類似都市の財政状況の比較を行うこととします。データは総務省の令和3年度財政状況資料集等に基づいており、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が算出されない場合はそれぞれ所定の算式により算出される黒字額に係る比率を、負の値で示しています。

1 人口40万人以上の中核市との比較

まず、令和4年3月末現在の人口（外国人を含む住民基本台帳人口。以下同じ。）が40万人以上である中核市（本市を含む21市）について、令和3年度の健全化判断比率を比較して図示すると、それぞれ27ページ及び28ページのとおりとなります。

2 連結実質赤字比率と将来負担比率から見た財政状況

上記の中核市及び兵庫県内の人口10万人以上の都市（本市、尼崎市及び西宮市を除く7市）について、令和3年度の連結実質赤字比率及び将来負担比率の数値を比較して図示すると、29ページのとおりです。

連結実質赤字比率は、地方公共団体のフローの債務負担の重さを表す指標です。

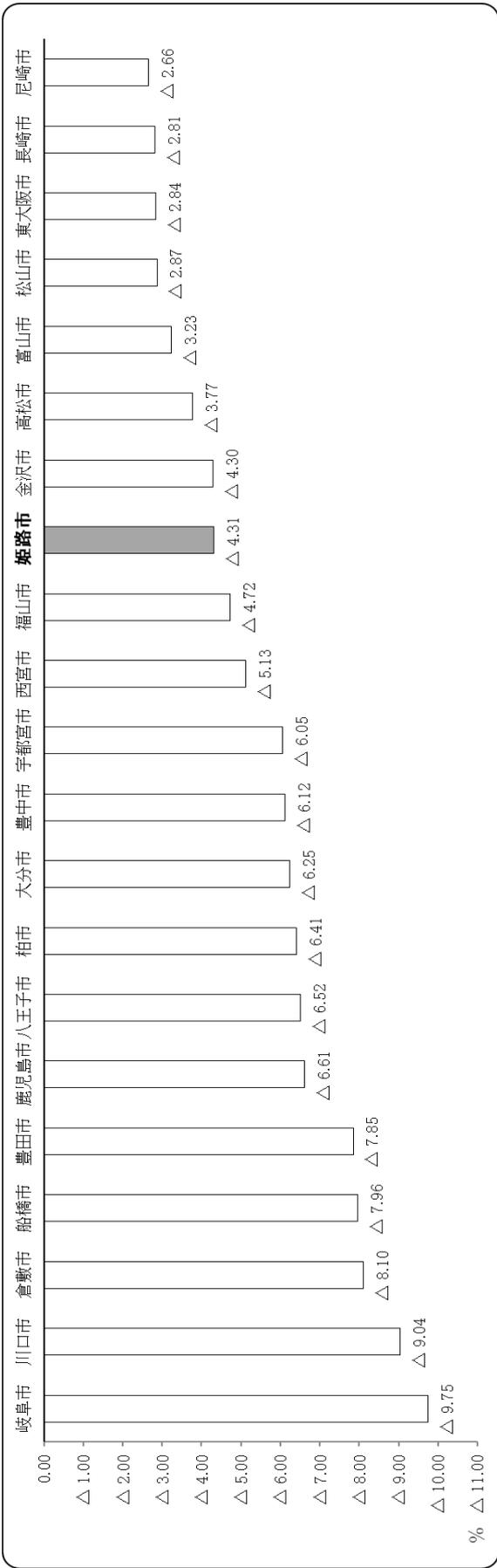
将来負担比率は、地方公共団体のストックの債務負担の重さを表す指標です。

連結実質赤字比率、将来負担比率のいずれも、数値が低い方が健全とされることから、29ページの図上の左下方向に位置しているほど、財政状況は良好であるといえます。

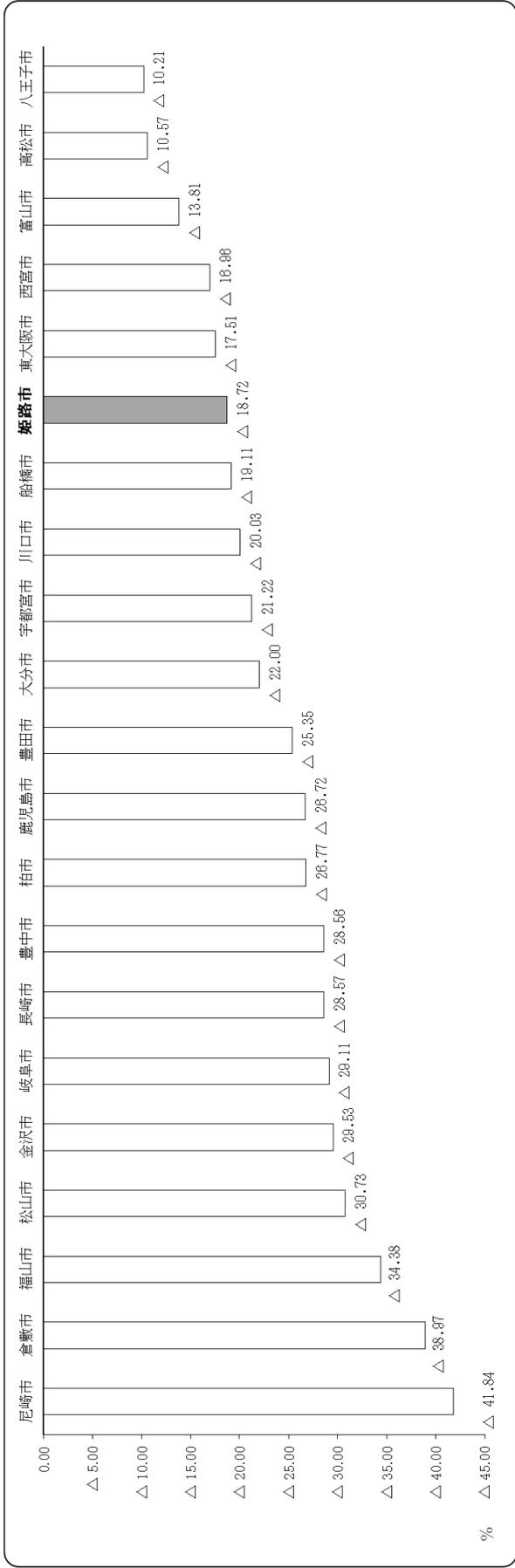
連結実質赤字比率については各市とも黒字ですが、本市の黒字の比率は18.72%で、中核市の平均値（24.95%）より6.23ポイント低く、図上で「中核市平均」より右に位置しています。

将来負担比率について、本市は19.1%であり、中核市の平均値（26.5%）より7.4ポイント低く、図上で「中核市平均」より下に位置しています。

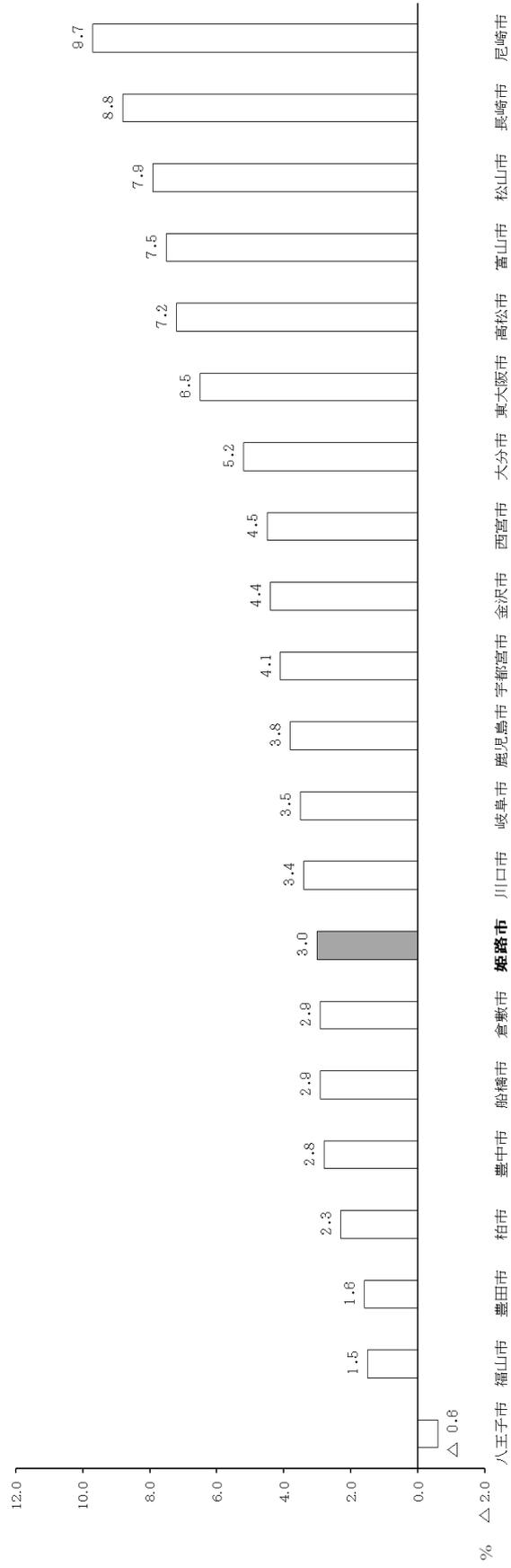
【実質赤字比率】



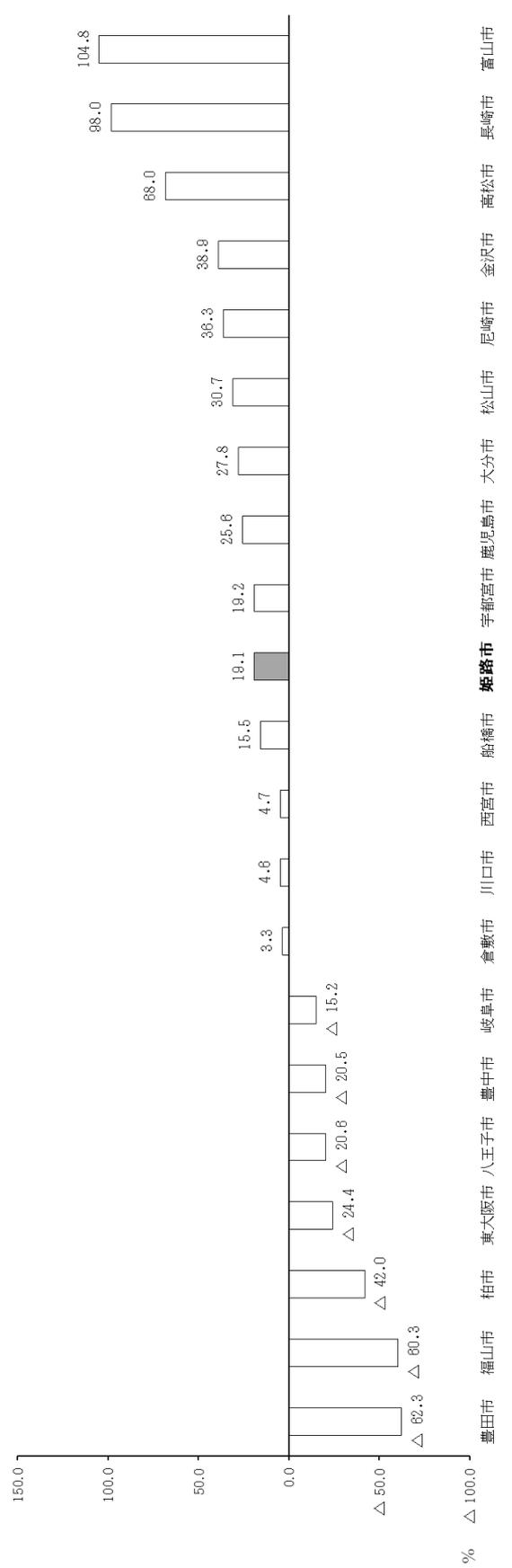
【連結実質赤字比率】

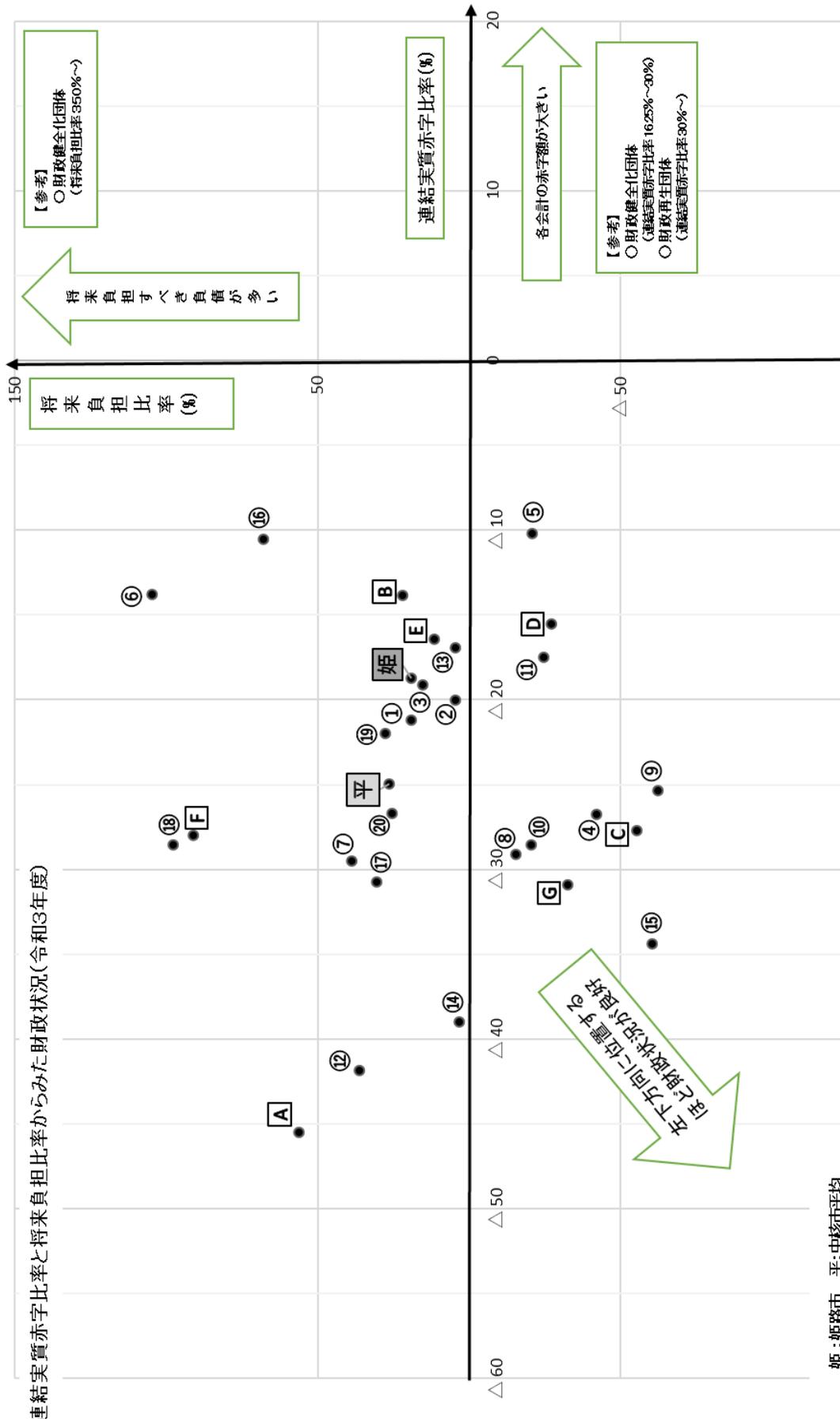


【実質公債費比率】



【将来負担比率】





姫：姫路市 平：中核市平均
【中核市(人口40万人以上)】

- 1:宇都宮市 2:川口市 3:船橋市 4:柏市 5:八王子市 6:富山市 7:金沢市 8:岐阜市 9:豊田市 10:豊中市 11:東大阪市 12:尼崎市 13:西宮市
- 14:倉敷市 15:福山市 16:高松市 17:松山市 18:長崎市 19:大分市 20:鹿児島市

【県内市(人口110万人以上)】
A:神戸市 B:明石市 C:伊丹市 D:加古川市 E:宝塚市 F:川西市 G:三田市

※ 総務省の令和3年度財政状況資料集のデータ等に基づいて作成しています。
※ 中核市平均は、令和4年3月末時点の中核市(全62市)の平均値です。

令和4年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の基準

令和4年度姫路市決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は、姫路市監査基準に基づき実施しました。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

第3 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく資金不足比率
 - (1) 地方公営企業法適用会計
 - ア 水道事業会計
 - イ 下水道事業会計
 - ウ 都市開発整備事業会計
 - (2) 地方公営企業法非適用会計
 - ア 卸売市場事業特別会計
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主たる着眼点として審査を行いました。

第5 審査の主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性について、各公営企業会計（地方公営企業法を適用していない卸売市場事業特別会計を含む。以下同じ。）に係る決算の審査対象とされた書類を照合し、関係職員に対する質疑等の手法も併用して実施しました。

第6 審査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年6月19日から同年7月31日まで

第7 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

審査の概要は、次に述べるとおりです。

各公営企業会計について資金不足比率の状況を見ると、次のとおりとなっています。

(単位 %)

会計名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	—	—	
都市開発整備事業会計	—	—	—	—	—	
卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は、算出されません。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければなりません。

水道事業会計、下水道事業会計、都市開発整備事業会計及び卸売市場事業特別会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は、算出されませんでした。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

各会計の資金不足比率の審査結果は、次のとおりです。

1 地方公営企業法適用会計

地方公営企業会計基準は、公営企業の資金不足の状況を始めとする経営状況を的確に把握できるよう、平成26年度決算から民間企業並みの企業会計基準に見直されました。

(1) 水道事業会計

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
資金不足額 A [= a1-a2-a3+a4 -(a5-a6+a7)]	△7,472,891	△7,543,531	△6,689,525	△8,343,551	△9,164,045
流動負債 a1	1,890,963	2,350,979	3,820,989	3,395,224	2,867,642
控除企業債等 a2	1,141,678	1,133,466	1,169,640	1,211,542	1,216,509
控除引当金等 a3					
算入地方債 a4	—	—	—	—	—
流動資産 a5	8,248,750	8,761,044	9,356,374	10,527,233	10,815,178
控除財源 a6	26,574	—	15,500	—	—
貸倒引当金 a7					
事業の規模 B	9,782,253	9,740,042	8,949,174	10,675,106	10,617,677
A / B × 100	△76.4	△77.4	△74.8	△78.2	△86.3
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △9,164,045 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △9,164,045 千円を事業の規模**B** 10,617,677 千円で割ると △86.3% であり、経営健全化基準の 20.0%を 106.3 ポイント下回っています。

(2) 下水道事業会計

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
資金不足額 A 〔= a1-a2-a3+a4 -(a5-a6+a7)〕	△1,783,431	△1,847,781	△2,066,276	△2,138,773	△2,110,675
流動負債 a1	14,754,214	11,987,642	12,788,452	15,442,720	12,840,475
控除企業債等 a2	10,300,511	10,366,430	10,091,119	9,716,337	9,215,167
控除引当金等 a3					
算入地方債 a4	—	—	—	—	—
流動資産 a5	6,237,134	3,468,993	4,763,609	7,865,156	5,735,983
控除財源 a6	—	—	—	—	—
貸倒引当金 a7					
事業の規模 B	11,138,668	10,955,513	10,830,654	10,681,389	10,580,203
A / B × 100	△16.0	△16.9	△19.1	△20.0	△19.9
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △2,110,675 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △2,110,675 千円を事業の規模**B** 10,580,203 千円で割ると △19.9% であり、経営健全化基準の 20.0%を 39.9 ポイント下回っています。

(3) 都市開発整備事業会計

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
資金不足額 A [=a1-a2+a3 -(a4-a5-a6)]	△4,964,584	△4,687,410	△4,805,439	△4,649,331	△4,481,980
流動負債 a1	3,735	8,614	2,526	3,915	5,295
控除引当金等 a2					
算入地方債 a3	—	—	—	—	—
流動資産 a4	4,968,319	4,696,024	4,807,965	4,653,246	4,487,275
土地評価差額 a5	—	—	—	—	—
長期借入金 a6	—	—	—	—	—
事業の規模 B	5,583,636	5,602,822	5,611,985	5,657,679	5,690,301
A / B × 100	△88.9	△83.7	△85.6	△82.2	△78.8
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △4,481,980 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △4,481,980 千円を事業の規模**B** 5,690,301 千円で割ると △78.8% であり、経営健全化基準の 20.0%を 98.8 ポイント下回っています。

2 地方公営企業法非適用会計

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位 千円、%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
資金不足額 A 〔= a1+a2- (a3-a4-a5+a6)〕	△282,412	△383,899	△425,776	△468,486	△468,388
歳出額 a1	1,562,547	795,536	933,094	3,992,375	8,918,444
算入地方債現在高 a2	—	—	—	—	—
歳入額 a3	1,844,959	1,179,435	1,400,742	4,459,562	9,384,646
繰越明許費 a4	—	—	5,201,364	6,020,284	—
事故繰越し a5	—	—	—	1,869,107	—
未収特定財源 a6	—	—	5,159,492	7,890,690	2,186
事業の規模 B	352,018	343,559	334,381	314,350	315,390
A/B×100	△80.2	△111.7	△127.3	△149.0	△148.5
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △468,388 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △468,388 千円を事業の規模**B** 315,390 千円で割ると △148.5%であり、経営健全化基準の 20.0%を 168.5 ポイント下回っています。

用 語 の 説 明

	用 語	説 明
10 頁	繰 上 充 用 額	繰上充用は、会計年度独立の原則の例外で、会計年度経過後、当該年度の歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、不足分に充てることができる制度です。 算式で示せば、「繰上充用額＝歳出総額－歳入総額＋（継続費通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）」で求められます。
10 頁	支 払 繰 延 額	支払繰延額は、支出義務が発生している債務について、当該年度に支出せず、翌年度の予算から支出した額です。
10 頁	事 業 繰 越 額	事業繰越額は、ある年度の歳出予算のうち、諸般の事情により支出負担行為をすることができなかったものについて、当該年度では不用額とし、次年度で新たに歳出予算に計上した額です。
10 頁	標 準 財 政 規 模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額を加算した額です。 2004年度（平成16年度）以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられています。
14 頁	満 期 一 括 償 還 地 方 債	満期一括償還地方債は、毎年度、元本を返済するのではなく、最終年度に一括で元本を返済する地方債です。 実質公債費比率の算定に際しては、準元利償還金として、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が計上されます。満期一括償還減債基金が十分に確保されていない場合は、別途、その不足分が元利償還金に加算されるため、実質公債費比率の数値が悪化することになります。
14 頁	特 定 財 源	市税等の一般財源に対し、用途が特定されている財源のことで、国・県支出金、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、市債等が分類されます。
14 頁	基 準 財 政 需 要 額	普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政サービスを遂行するために必要な財政需要を、行政項目ごとに一定の算式で算定したものです。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額に調整率を掛けたものが、普通交付税額となります。 算式で示せば、「基準財政需要額＝測定単位×補正係数×単位費用」で求められます。 なお、測定単位とは、各行政項目の財政需要の大きさを測定するための指標で、人口、道路の面積・延長、生徒数、教職員数等が測定単位となります。 補正係数とは、各地方公共団体における自然的・社会的条件等（人口・面積等）を調整するための係数で、段階補正、密度補正、態容補正等があります。 単位費用とは、測定単位の単価で、標準団体（市町村は人口10万人、面積160km ² ）を設定し、そこで必要とされる財政需要を基に算定しています。

用 語 の 説 明

	用 語	説 明
15 頁	転 貸 債	地方財政法第5条第2号の規定により地方公共団体以外の者に対して貸し付ける経費（貸付金）について、地方債の対象とする場合に、当該地方債を転貸債と呼んでいます。
16 頁	債 務 負 担 行 為	<p>債務負担行為は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり、予算の一部を構成します。</p> <p>会計年度独立の原則の例外で、大規模な建物や構築物の建設事業のように、2～3年で終了する事業に用いることが多いとされています。</p>
16 頁	一 時 借 入 金	<p>一時借入金は、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭のことで、当該年度の出納閉鎖日までに償還しなければなりません。</p> <p>歳入歳出予算に計上されるものではありませんが、借入れの最高額は、予算で定めることとされています。</p>
17 頁	事 業 費 補 正	<p>事業費補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金等の一定割合を基準財政需要額に割増算入します。</p> <p>この補正は、公共事業が特定の時期に集中的に実施され、事業費の負担額が多額に上る場合に、基準財政需要額と現実の財政負担に大きな乖離が生じないようにするためのものです。</p>
17 頁	密 度 補 正	<p>密度補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、測定単位以外の特定の指標の値の大小により、行政経費が増減するような場合に適用されます。</p> <p>一般的な例としては、人口密度が希薄になるにつれて通信運搬費等が割高となり、また、自動車交通量が多ければ道路、橋りょうの維持管理費がかさむような場合に、これらの事情を反映させて基準財政需要額をよりの確に算定するため、割増率を定め、密度補正の補正係数としています。</p>